

訴え提起前の和解について

建物の明渡しについて、別記のとおり民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第1項の規定による申立てをし、和解を成立させる。また、和解が調わない場合は、必要に応じて、建物の明渡しを求める訴えを提起する。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

## 記

### 1 当事者

申立人 伊丹市千僧1丁目1番地  
伊丹市（代表者 市長 中田 慎也）

相手方

### 2 和解条項の要旨

- (1) 申立人及び相手方は、伊丹市立音楽ホールの1階飲食店舗部分（以下「本件店舗部分」という。）について、令和8年度分の使用許可として、令和8年4月1日から令和8年9月30日までとする許可が行われ、当該期間満了により使用許可が終了することを確認する。
- (2) 申立人は、相手方に対し、本和解成立後すみやかに、許可期間を令和8年10月1日から令和9年1月31日までの4か月間とする許可を行うものとする。
- (3) 相手方は、申立人に対し、前号の期間末日である令和9年1月31日限り、本件店舗部分を明け渡す。
- (4) 相手方は、前号の明渡しまでに、本件店舗部分に設置した動産を相手方の費用で撤去し、原状に復すものとする。
- (5) 相手方が次のいずれかに該当したときは、申立人は、ただちに第2号の許可を取り消すことができる。
  - ア 本和解条項に違反したとき。
  - イ 第2号の許可において付された許可条件に違反したとき。
- (6) 相手方は、前号により使用許可が取り消された場合、申立人に対し、即時、本件店舗部分を明け渡す。
- (7) 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本件に関し、本和解条項及び第2号の使用許可の許可条件に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (8) 和解費用は、各自の負担とする。

### 3 方針

和解が調わない場合において，相手方が前項第1号の許可期間満了に伴う本件店舗部分の明渡しを行わないときは，建物の明渡しを求める訴えを提起する。

(参 考)

#### 事件の概要

相手方は、本件店舗部分において、地方自治法第238条の4第7項の規定による使用許可を受け、喫茶店を営業している。当該許可の許可期間は、音楽ホールの大規模改修工事の円滑な実施のため、令和8年4月1日から同年9月30日までとしていたところ、相手方より、同年10月1日以降も本件店舗部分における喫茶店の営業を継続したい旨の申入れがあった。申入れを受けるにあたって、許可期間の満了に伴う明渡しを円滑かつ確実に行わせるため、訴え提起前の和解を申し立てるもの。